

2 保育・教育施設の種類

■保育園とは…

就労や病気などの理由で家庭で保育のできない保護者に代わって子どもを保育する施設です。認可保育園とは、保育士の数や施設の設備など一定の保育基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けている保育園です。認可保育園には、市が設置・運営する公立園、社会福祉法人等が設立・運営する私立園があります。

認可保育園以外の保育施設として、企業主導型保育事業などがあります。

■小規模保育園とは…

0歳～2歳の子どもの保育を定員6人から19人までの少人数で行う施設です。保育士の数や施設の設備など一定の保育基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けている保育園です。

■幼稚園とは…

小学校以降の教育の基礎をつくるために、幼児期の教育を行う学校です。昼過ぎごろまで教育時間が設けられており、そのあと園により夕方までの預かり保育があります。

■認定こども園とは…

保育園（保育部分）と幼稚園（教育部分）の両施設の機能や特徴を合わせた施設です。3～5歳のお子さんは保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。

■企業主導型保育事業とは…

企業が主に従業員の子どものために、国からの助成を受けて運営する保育施設です。保育施設等の設備基準は、国の定める認可の事業所内保育事業と同様の基準を満たしています。

従業員枠と地域枠があり、地域枠は保育を必要とする地域の子どもが利用できます。



■毎日継続的に利用したい。

保育園・小規模保育園・認定こども園（保育部分）

⇒「入園のしおり」をよく読んで、市へ申請書類を提出してください。

幼稚園、認定こども園（教育部分）、企業主導型保育事業

⇒園に直接申請をしてください。

入園決定後保育の認定に関する申請を市に提出する必要がある場合があります。



■日曜日・祝日に仕事や病気で保育できないので子どもを預けたい。

認可保育施設に在園している子ども⇒休日保育をご利用ください（35ページ）

※冠婚葬祭や上の子の学校行事等の理由では利用できませんので、この場合は

ファミリー・サポート・センターをご利用ください。（40-41ページ）

■子どもが体調を崩したけど仕事が休めなくて保育ができないので子どもを預けたい。

⇒病児・病後児保育をご利用ください。（36-37ページ）

※米子市の病児・病後児保育施設も利用できます。（38-39ページ）

■通院、買い物、リフレッシュ等の理由で一時的に子どもを預けたい。

⇒一時預かり保育事業、ファミリー・サポート・センターをご利用ください。（40-42ページ）

■境港市に住民票があるが、市外の施設に通いたい。

幼稚園、認定こども園（教育部分）、企業主導型保育事業、認可外保育所等

⇒各施設に直接申請をしてください。

入園決定後、保育の認定と無償化に関する申請を境港市に提出して頂く場合があります。

保育園・小規模保育園・認定こども園（保育部分）

⇒基本的には境港市へ申請書類（境港市の様式）を提出して頂き、境港市役所から施設のある市区町村役場に入所調整を依頼します。市外へのお引越しの予定がある方で、転出先の施設を事前に申込みたい場合は、直接転出先の市町村役場でお手続き頂く場合もあります。各市区町村によって取扱いが異なりますので、必ず事前に施設のある市区町村に、空き状況や申請の締め切りなどを確認してから申請ください。

■保育料っていくら？

幼稚園、認定こども園（教育部分）

⇒3歳の誕生日の前日から保育料は無料です。必要に応じて預かり保育を利用した場合や、そのほか給食費等負担があります。各園にご確認ください。

保育園、小規模保育園、認定こども園（保育部分）

⇒5歳児クラス～3歳児クラス

保育料は無料です。ただし、別途給食費等の負担があります。副食費(おかず代)については、保護者の市民税所得割の金額や生計を同一する子どもの人数によって軽減を受けられる場合があります。

⇒2歳児クラス～0歳児クラス

保護者の市民税所得割の金額や、生計を同一する子どもの人数に応じて0円～50,000円の保育料がかかります。

※年度の途中で3歳になっても、当該年度中の保育料は3歳未満児の額で変わりません。

■市内幼稚園・保育園等で温かいご飯（主食）を提供しています。

ご飯（主食）を園で提供することで、保護者の負担軽減や、衛生面の向上、食育の推進を図ることを目的としています。

⇒3歳以上児のご飯（主食）費用を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

（※3歳未満のお子さんの給食にかかる費用は保育料に含まれています。）